

新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農業分野での脱炭素やSDGsの実現に向け、環境保全型農業や資源循環型農業及び省エネルギーに資する農業者等の取り組みを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものによる。

(事業の内容等)

第2条 本事業の内容等は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、別表1及び2に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」）は、別表3定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別表4の定めにより、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）又は補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の算出にあたっては、算出区分ごとに千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

3 別表1における2の事業の着工は、原則として補助金の交付決定後とする。ただし事業の性格、内容等により交付決定前の着工を必要とする場合は、補助金交付申請書に補助金交付決定前着工届（様式第3号）を添えて申請した上で着工するものとする。この場合において、補助金の交付が決定されないときは、自力事業とする。

(計画変更の承認申請)

第6条 規則第10条（1）の「予算を変更しようとするとき」とは、事業費の増額または、3割を超える減額がある場合とする。

2 前項及び規則第10条（1）、（2）に定めるもののほか、補助事業者の変更をする場合、規則第10条の定めに従い手続きを行わなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、別表4の定めにより、補助事業実績報告書（様式第4号）を

市長に提出しなければならない。

(交付決定兼額の確定通知)

第8条 市長は、第5条の規定により補助金交付申請書兼実績報告書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付決定及び額の確定について、補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(事務の委任)

第9条 補助事業者は、別表1の1に掲げる事業について、交付申請兼実績報告の手続き及び補助金の受領について委任することができる。

2 前項による委任を受けた者は、委任者からの委任状又は委任した者の確認書（様式第6号）を添えて申請すること。

(成果の公表)

第10条 市長は、補助事業者の同意を得た上で補助対象事業の成果について公表できるものとし、必要があると認めるときは、その成果を補助事業者に発表させることができる。

(国県等の補助制度との重複の禁止)

第11条 補助対象経費に国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度による補助金が充当される場合は、補助金の交付を受けることができないものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が無断で活動を休止し、もしくは組織を解散した場合、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条及び第4条関係）

種目名	内容等	補助対象経費	補助事業者	補助率等	交付対象期間
1 農業DX普及加速化支援事業	営農管理システムやリモートセンシング等データに基づく農業生産管理等に取り組むために必要となる経費を支援	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省公表のスマート農業技術カタログに掲載されているもののうち、システムやアプリ、ソフトウェア等の新規導入に要する経費 ただし、当該年度の交付申請兼実績報告書の提出日までに支払った経費を対象とし、システムやアプリ、ソフトウェア等については、12ヶ月分の利用料を限度とする。 ※トラクターやドローン、アシストスーツ等の機器や備え付けの装置は対象としない。	別表3に掲げる個人、法人及び農業者の組織する団体(以下、「団体」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費(税抜)の1/2以内 補助上限額20万円 下限及び上限事業費は設けない。 	当該年度の交付申請書兼実績報告書提出日までの期間
2 新規モデル事業(※)	新潟市農林水産部が実施する他の補助事業の対象とならない取り組みで、次の(1)又は(2)のいずれかのテーマで、補助金交付期間内にDXの活用による生産性・収益性向上を図る取り組みや、SDGsに繋がる環境負荷低減の取り組みに資する実証事業を支援 (1) デジタル技術の活用 (2) 環境負荷の軽減	別表2に掲げる経費	別表3に掲げる実証グループ	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費(税抜)の1/2以内 補助上限額200万円 下限及び上限事業費は設けない。 	市長が別に定める期間

※別に定める方法により採択者を定める。

別表2（第3条関係）

補助対象経費区分	内容
機械・備品費	事業の実施に必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入等に要する経費であって、原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等事業実施の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、フォークリフト、ショベルローダー及びバックホー等の機械については、以下の要件を全て満たす場合には、この限りではない （1）農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。 （2）導入後の適正利用が確認できるものであること。
消耗品費	事業の実施に必要な物品であって機械・備品費に属さないものの購入等に要する経費
借料及び損料	事業の実施に必要な機械、器具等のリース・レンタルに要する経費。ただし、補助金交付期間に係る費用に限る
会議費	事業の実施に係る会議の開催に要する経費
旅費	事業の実施に必要な出張及び外部専門家等の招聘に係る経費
雑役務費	事業の実施に必要なデジタル技術の利用、装置のメンテナンス、データ分析の外注等に要する経費。ただし、補助金交付期間に係る費用に限る
システム開発・改修費	事業の実施に必要な製品、サービス、システム、ソフトウェア等の開発・改修に要する人件費、設備費、外注費等

別表3（第4条関係）

種目名	内容等
1 農業DX普及加速化支援事業	<p>1 補助事業者の要件は、下記2及び3のとおりとする。ただし、個人と団体、法人と団体の重複申請はできないものとする。</p> <p>2 個人及び法人においては、下記のア、イ及びウを満たしていること</p> <p>3 団体においては、下記のア、ウ及びエを満たしていること</p> <p>ア 新潟市内に住所を有する農業者等</p> <p>イ 農業経営改善計画認定者（認定農業者）又は青年等就農計画認定者（認定新規就農者）であること（いずれも認定見込者を含む。）</p> <p>ウ 新潟市税を滞納していないこと</p> <p>エ 以下の①から⑦の全てを満たす団体であること</p> <p>① 1年以上の活動実績があり、3戸以上の農家で組織されていること</p> <p>② 構成員の2／3以上が認定農業者又は認定新規就農者あること</p> <p>③ 団体の規約が整備されていること</p> <p>④ 代表者を定めていること</p> <p>⑤ 組織（代表者）名義の口座があり、概ね1年以上の活動実績があること</p> <p>⑥ 代表者は認定農業者であること</p> <p>⑦ 認定農業者以外の農業者は、経営状況がわかる任意の書類を提出すること</p>
2 新規モデル事業	<p>1 以下の（1）又は（2）が代表者で、（1）から（4）の2者以上で構成する実証グループで、グループの構成員が下記2を満たしていること。ただし、（1）のみ又は（2）のみで構成される団体は、実証グループとして認めない。</p> <p>（1）農業者等</p> <p>（2）農業関係団体</p> <p>（3）研究機関</p> <p>（4）企業</p> <p>2 新潟市税を滞納していないこと</p> <p>3 なお、1の用語の定義は、以下による。</p> <p>（1）農業者等 新潟市内に住所を有する農業者・農業法人をいう。</p> <p>（2）農業関係団体 新潟市内に所在する農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区をいう。</p> <p>（3）研究機関 新潟県内に所在する大学、専門学校及び研究開発法人をいう。</p> <p>（4）企業 民間企業をいう。</p>

別表4（第5条及び第7条関係）

種目名	交付申請（1の事業においては、交付申請兼実績報告に読み替える）		実績報告	
	提出書類	期限及び期間	提出書類	期限
1 農業DX 普及加速化 支援事業	(1) 取組確認書（別紙 添付様式） (2) 事業費を明らかにする書類（見積書など） (3) 支払いを証する書類（領収書等） (4) 新潟市税の納税証明書（新潟市制度用） (5) その他市長が必要と認める書類	補助事業完了後1ヶ月以内又は事業が完了した年度の2月末日のいずれか早い日まで	/	
2 新規モデル事業	(1) 事業計画書 (2) 実証代表者の経営実態を明らかにする書類 (3) 成果の公表に係る同意書 (4) 事業費の積算根拠を示す書類（見積りやパンフレット等） (5) 新潟市税の納税証明書（市制度用） (6) その他市長が必要と認める書類	市長が別に定める期間内	(1) 成果報告書 (2) 事業にかかった費用の明細書及び価額を明らかにする書類（領収書等） (3) その他市長が必要と認める書類	市長が別に定める期限まで

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人、団体にあつては所在地)

氏名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

補助金交付申請書兼実績報告書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、実績を報告します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業
(種目名：農業DX普及加速化支援事業)
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙 添付様式のとおり
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその精算額
(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。)
- 5 補助事業の完了年月日
年 月 日
- 6 情報の公表の内容、方法及び時期
- 7 添付書類
別表5のとおり

別紙 添付様式

補助事業者 住所
氏名

取 組 確 認 書

1 導入予定システム等

(1) カタログNo. _____ (農林水産省スマート農業技術カタログより記載)

(2) 技術名・機械名 _____
(農林水産省スマート農業技術カタログより記載)

(3) 補助対象経費 _____ 円 (消費税及び地方消費税を除く)

(4) 交付申請額 (3) × 1 / 2 = _____ 円 (千円未満切り捨て)

2 導入予定システム等の用途

使用する作物又は畜種 _____ 経営面積又は飼育頭数 _____

3 導入目的と期待される効果

(1) 目的

(2) 期待される効果

【誓約書】

私は、上記1のシステム等を新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業（種目名：農業DX普及加速化支援事業）で新たに導入することを誓約します。

※誓約書は、にレ点チェックをして誓約すること。

注) 複数のシステム等を導入する場合は、そのシステム等ごとに取組確認書を作成すること。

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人、団体にあつては所在地)

氏名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市農業脱炭素・SDGs 推進事業
種目名：新規モデル事業
- 2 補助事業の目的及び内容 別紙 事業計画書のとおり
- 3 補助対象経費 別紙 事業計画書のとおり
- 4 交付申請額及びその算定方法 別紙 事業計画書のとおり
- 5 補助事業の着工(予定)年月日 別紙 事業計画書のとおり
- 6 補助事業の完了(予定)年月日 別紙 事業計画書のとおり
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期 別紙 事業計画書のとおり
- 8 添付書類 別表 4 のとおり

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人、団体にあつては所在地)

氏名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

補助金交付決定前着工届

年度 新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業として、下記の事業を補助金の交付決定前に着工したいので、補助金の交付が決定されない場合は、自己資金での事業の実施とすることを了承の上、関係書類を添えて届出します。

記

- 1 補助金の交付決定前に着工しようとする事業
年度 新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業
種目名：新規モデル事業
- 2 交付決定前に着工する理由
- 3 添付書類
(1) 事業計画書

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人、団体にあつては所在地)

氏名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた 年度 新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業を完了したので同補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業
種目名：新規モデル事業
- 2 交付決定額及びその精算額 別紙 成果報告書のとおり
- 3 補助事業完了年月日 別紙 成果報告書のとおり
- 4 補助事業の成果 別紙 成果報告書のとおり
- 5 補助事業の精算に係る収支明細 別紙 成果報告書のとおり
- 6 情報の公表の状況 別紙 成果報告書のとおり
- 7 添付書類 別表4のとおり

年 月 日

様

新潟市長

印

補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった新潟市農業脱炭素・SDGs 推進事業（種目：農業DX普及加速化支援事業）について、下記のとおり交付の決定をし、確定したので要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額及び確定額 _____ 円

2 交付の条件

新潟市農業脱炭素・SDGs 推進事業費補助金交付要綱の定めによる。

様式第6号

委任した者の確認書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人、団体にあつては所在地)

氏名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

委任状により、 年度 新潟市農業脱炭素・SDGs 推進事業費補助金の交付申請兼実績報告、請求及び受領に関する権限ならびに返還に関する事務を当方にまとめて委任した者

〇〇 〇〇〇 外 〇〇〇名

なお、委任した者の名簿ならびに個々の農業者の委任状については当方で保管している。

別紙参考様式1-1号

年度 新規モデル事業 事業計画書

1 申請者

実証グループの名称	
代表者の氏名	
住所・所在地	
実証グループの 構成員と役割	・ ・ ・ ・

2 モデル事業の目的及び内容

事業テーマ	デジタル技術活用 ・ 環境負荷軽減
モデル事業名	
作目・農法	
作付面積	
実証内容	

3 成果目標

--

4 事業実施期間

着工（予定）	年 月 日から
完了（予定）	年 月 日まで
交付決定前着工	あり ・ なし

5 事業実施スケジュール

作業名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

6 補助対象経費及び交付申請額

補助対象経費 区分	主な内容	合計金額 (円) ※
機械・備品費		
消耗品費		
借料及び損料		
会議費		
旅費		
雑役務費		
システム開発・改修費		
事業費合計①		
交付申請額①×1/2 (千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てること)		

※税抜金額を記載すること

7 情報の公表方法（可能なものすべてに○）

有無	方法	時期
	SNS	
	実演会・体験会	
	セミナー	
	報道発表	
	教材製作	
	その他	

別紙参考様式1-2号

年度 新規モデル事業 成果報告書

1 補助事業者

実証グループの名称	
代表者の氏名	
住所・所在地	
実証グループの構成 員と役割	<ul style="list-style-type: none">・・・・・

2 モデル事業の目的及び内容

事業区分	デジタル技術活用 ・ 環境負荷軽減
モデル事業名	
作目・農法	
作付面積	
実証内容	

3 事業実施期間

着工	年 月 日から
完了	年 月 日まで

4 モデル事業の取組結果（成果目標の達成状況、得られたデータ、ノウハウ、今後の課題等）

--

5 事業実施実績

作業名	月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

6 事業に要した経費及び精算額

補助対象経費 区分	主な内容	合計金額 (円) ※
機械・備品費		
消耗品費		
借料及び損料		
会議費		
旅費		
雑役務費		
システム開発・改修費		
事業費合計①		
交付決定額		
精算額①×1/2 (千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てること)		

※税抜金額を記載すること

7. 情報の公表実績

有無	方法	時期
	SNS	
	実演会・体験会	
	セミナー	
	報道発表	
	教材製作	
	その他	

別紙参考様式2号

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人、団体にあつては所在地)

氏名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

メールアドレス

新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業
成果の公表に係る同意書

新潟市農業脱炭素・SDGs推進事業に取り組むことによって得られた成果を、
新潟市が公表することについて同意します。